

手で輪を広げる城陽市手話言語条例について

○手で輪を広げる城陽市手話言語条例

平成27年 3月31日

条例第8号

手話は言語として、ろう者が自らの意思や考えを表現し、伝えるとともに、他者の思いや考えを理解する意思疎通の手段として使用され、これまで育まれてきた。

障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）において、言語には手話を含むことが明記されたが、手話が言語であるという認識は未だ社会において浸透しておらず、手話を使用する環境が十分には整っていないことから、ろう者は必要な情報を得ることやコミュニケーションをとることに不便や不安を感じながら生活をしてきた。

このような状況に鑑み、城陽市（以下「市」という。）のまちづくりにおいては、手話が言語であるとの認識に基づき、これを広め、市民が手話をより身近に感じ、手話による意思疎通ができる社会を目指し、もって、ろう者の社会参加がより一層推進されるよう積極的に取り組むことが必要である。

ここに、手話による自由な意思疎通が保障される社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、将来に向かって市及び市民が当該社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、地域において手話が使いやすい環境を構築するために、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的な施策（以下「手話に関する施策」という。）の推進を図り、もって全ての市民が心豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話による意思疎通を円滑に図る権利が全ての市民に保障されることを基本として行わなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、基本理念にのっとり、市民の手話についての理解を深めるとともに、手話による意思疎通ができる社会づくりを推進し、手話を用いての社会参加並びに手話の獲得及び習得の機会を保障するために必要となる手話に関する施策を実施するものとする。

（市民の役割）

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する施策に協力し、手話についての理解を深めるよう努めるものとする。

2 市内の手話に関わる団体は、手話に関する施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

（施策の推進）

第5条 市長は、手話に関する施策を推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を策定するものとする。

2 施策の推進方針は、市長が別に定める障がい者に係る計画との調和が保たれたものでなければならない。

3 施策の推進方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話の獲得及び習得に関すること。
- (3) 手話による情報取得に関すること。
- (4) 手話による意思疎通支援の拡充に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（財政上の措置）

第6条 市は、手話に関する施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（城陽市手話施策推進会議）

第7条 次に掲げる事務を行うため、城陽市手話施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

- (1) 手話に関する施策についての評価
- (2) この条例及び施策の推進方針の内容についての調査及び検討
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

2 推進会議は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（その他）

第8条 この条例の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年（2015年）4月1日から施行する。

○城陽市手話施策推進会議規則

平成27年 3月31日

規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、手で輪を広げる城陽市手話言語条例（平成27年城陽市条例第8号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき設置する城陽市手話施策推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の資格)

第2条 条例第7条第3項に規定する市長が適当と認める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 手話による意思疎通を行う者
- (2) 手話による意思疎通を支援する者
- (3) 商工関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 医療関係者
- (6) 公募による市民
- (7) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、推進会議を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が選任する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が在任しないときの推進会議は、市長が招集する。

- 2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議は傍聴することができる。ただし、城陽市情報公開条例（平成14年城陽市条例第8号）第7条各号に規定する不開示情報を保護する必要がある場合には、委員の協議により非公開とすることができる。

(意見の聴取)

第5条 会長は、必要があると認めるときには、委員以外の者を推進会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、障がい福祉主管課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年（2015年）4月1日から施行する。

手話に関する施策を推進するための方針

城陽市長 奥田 敏晴

1. 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること

(1) 施策の基本的方向

市民が手話に触れる機会を設け、手話を学べる環境を充実させる等、手話の普及及び啓発に努めます。また、取り組みを行うにあたっては、聴覚障がい者団体等の関係者団体と協働し、取り組みを行うように努めます。

(2) 推進施策の内容

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

- ア 地域における手話を学習する機会としての出前講座の実施
- イ 手話に関する研修や学習方法についての調査研究
- ウ 市職員に対する手話に関する研修の実施
- エ 市内の店舗や事業所において、手話に関する理解促進及び手話の普及に関する研修の実施
- オ 市民が手話に親しむことができるイベント等の開催に向けた検討
- カ 手話の普及及び啓発について、聴覚障がい者団体等の関係者団体と協働した検討
- キ 子どもたちが手話と親しむ機会の提供

2. 手話の獲得及び習得に関すること

(1) 施策の基本的方向

言語獲得前に意思疎通の手段として、手話を選択することができるよう、また、言語獲得後に手話を習得できるように関係機関と連携し、必要な情報提供を行うように努めます。

(2) 推進施策の内容

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

- ア 手話による意思疎通を要する聴覚障がい者等への情報提供
- イ 聴覚障がい児及びその保護者への相談支援

3. 手話による情報取得に関すること

(1) 施策の基本的方向

音声言語により提供されている行政情報について、手話による情報の取得ができる環境整備に努めます。

(2) 推進施策の内容

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

- ア 手話による行政の情報発信を実施するための検討
- イ ICT（情報通信技術）を活用した遠隔手話サービス等についての検討

4. 手話による意思疎通支援の拡充に関すること

(1) 施策の基本的方向

手話通訳者の重要性を認識し、手話通訳者を目指す人たちの育成、又は確保に向けた方策を検討してまいります。

(2) 推進施策の内容

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

- ア 手話通訳者の人材育成について検討
- イ 手話通訳者が活動しやすい環境をつくるため、その方策について検討
- ウ 手話通訳者派遣制度について、そのあり方等について検討